

## 岡崎おもてなしキャラバン隊 募集要項

### 1. 岡崎おもてなしキャラバン隊の目的及び協力店の募集

『岡崎おもてなしキャラバン隊』は、観光客が多く来訪する岡崎城公園や市内外を問わず集客が見込まれるイベント等において、市内の観光資源の発信や特産品岡崎グルメの販売、来訪者に対するおもてなしサービスなどを実施し、市の観光魅力の発信、来訪者の満足度の向上、観光産業都市に向けた機運の醸成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

本要項は、『岡崎おもてなしキャラバン隊』の運営にあたり、協力可能な出店者の募集・加入条件および活動に関する必要な事項を定めるものである。

### 2. 事務局

〒444-0045

岡崎市康生通東2丁目47番地

岡崎おもてなしキャラバン隊事務局（一般社団法人岡崎市観光協会内）

### 3. 応募資格

次の①から⑦に掲げるすべての事項に合致するものは、『岡崎おもてなしキャラバン隊』に応募することができる。

- ① 電子メールによる事務局からの連絡を、携帯電話又はPCにて受信応答が可能であること。
- ② 販売行為をする場合は、参加イベントごとに売上金額を報告することができる者であること。
- ③ 申込事業者が直接出店し、出店の権利を譲渡又は転貸しないものであること。
- ④ 暴力団またはその他暴力的集団の構成員でないこと。
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。
- ⑥ 本事業の趣旨を理解し、岡崎の観光おもてなしに意欲のある者
- ⑦ 出店内容が以下の全てに該当すること。
  - (ア)販売品目は岡崎市の観光資源と関連のある商品（メニュー）又は岡崎市をPRすること。
  - (イ)調理を伴う飲食を提供する場合は、飲食業許可、露天営業許可並びにその他必要な免許等を持っていること（コピーを提出いただきます）。また、過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分等を受けていないこと。
  - (ウ)お土産等を販売する場合は、製造元が岡崎市内である又は岡崎ゆかりの品であること。

(エ)出店イベントによっては、飲食等の振る舞いや無料でおもてなしサ

ービス（試着体験や子供向け体験ワークショップ等）を実施するものであること。

(オ)出店イベントによっては、岡崎市の観光パンフ・ポスターの設置、配布に協力するものであること。

#### 4. 応募方法

所定の応募申込書と商品（メニュー）確認シートを記入し、商品（メニュー）の写真を添えて、（一社）岡崎市観光協会まで郵送かメール、または持参にて提出すること。応募期限は **2026年2月10日（火）17時** 必着とする。

#### 5. 活動内容

① 隊員は、以下のイベント出店の参加案内を受けることができる。

|      |   |
|------|---|
| 開催日  | 随時<br>※市又は民間で実施するイベント等に併せて出店し、岡崎をPRする（年間20～30日程度）   |
| 開催時間 | 各イベント企画により異なる   |
| 開催場所 | 例)<br>・岡崎市が企画又は参加する市内イベント<br>・各主催者が企画又は参加する市内イベント   |
| 出店料  | 5,000円～（販売を伴う場合） イベントにより異なる<br>別途保健所及び消防署への代理申請手数料 500円／回<br>※基本的には、イベント毎に一律で支払うが、例外として、<br>イベント運営中の荒天等の理由により出店料が減額となる場合もある<br>その際の判断は、事務局により決定する |

② 隊員のうち、岡崎にゆかりのある商品（メニュー）の販売や岡崎をPRする隊員は、以下の観光PRキャラバン等への参加案内を受けることができる。なお、派遣選定においては、事務局を中心に選定する。

|      |  |
|------|--|
| 開催日  | 随時   |
| 開催時間 | 各イベント企画により異なる  |
| 開催場所 | 例)<br>・全国で開催される集客イベントや市外集客施設<br>・岡崎市が企画又は参加する市外でのPRイベント<br>・その他の主催者により開催される市外でのPRイベント等 |
| 出店料  | 各イベント企画による異なる。イベント内容によっては、事務局から出店料の一部を負担することがある。                                       |
| 派遣費用 | 開催場所が遠方の場合は、事務局が出店旅費補助規程に基づき、派遣費用の一部（旅費等）を負担することがある。                                   |

## 6. 選考方法

- ① 第1次選考／応募申込書と商品（メニュー）確認シートによる書類選考
- ② 最終選考／第1次選考を通過した事業者を対象に面談による選考  
(事務局およびアドバイザーによる選考)

## 7. 加入条件

選定された事業者は、次の①から④に掲げるすべての事項に同意することで、『岡崎おもてなしキャラバン隊』に加入することができる。

- ① 岡崎市観光協会に会員として加入する（法人会員1口6,000円以上）
- ② 参加イベントの決定及び出店料

事務局は、イベントの開催が決定次第イベント詳細を隊員へ電子メールにて連絡するものとし、隊員は、速やかに参加の意志を事務局へ返信すること。なお、出店料が発生するイベントへ参加した隊員は、イベント出店時または終了後に、事務局の請求により出店料を支払うものとする。

### ③ 出店環境

原則、販売に必要なテント、テーブル、発電機等の備品はすべて各出店者にて準備すること。なお、イベントによって条件が異なる場合があるため、隊員はイベントごとの条件を確認した上、参加の有無を判断すること。

### ④ その他

(ア)隊員は自店ブース内及び周辺の清掃やゴミ箱の設置について責任を持って行うものとする。

(イ)盜難、破損、出店物に対する顧客からのクレーム等のトラブルは、隊員の責任で対応するものとする。（保険加入含む）

(ウ)ブースの転売、又貸し等はしないこと。違反事実が確認した時点で登録を取り消す場合があるものとする

(エ)荒天及び自然災害、その他の原因により開催を中止した際に生じる隊員への損害については補償しないものとする。

(オ)隊員は、イベントごとの搬入搬出方法・食品衛生上の注意事項等、主催者が別途行う指示を厳守すること。

(カ)新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策を徹底して行うこと。

(キ)生産物賠償責任保険（PL保険）への加入 キャラバン隊加入決定後、PL保険加入証明書の写しを提出すること。

(ク)その他、本要項に記載のないことについては、事務局と協議のうえ執り進めるものとする。

## 8. 退会事由

以下の一つに該当する隊員は、参加資格を喪失し退会したものとみなす。

- (ア)退会を希望したとき
- (イ)観光協会会費等を滞納したとき

- (ウ)出店料を納入期限から起算して 6 か月以上滞納したとき
- (エ)1 年以上の応募実績がないとき
- (オ)隊員としてあるまじき行為があったとき

○提出先：岡崎おもてなしキャラバン隊事務局

(一般社団法人岡崎市観光協会内)

担当：麻生 朱理、熊岡 猛

TEL : 0564-64-1637 FAX : 0564-64-1638

【画像送り先】メールアドレス：[a.aso@okazaki-kanko.jp](mailto:a.aso@okazaki-kanko.jp)

附則 この要項は、一部改正し令和 8 年 1 月 28 日から施行する。